

(監査委員事務局：監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）)

監査委員公表第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき提出したその報告に添える意見を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	古手川	正治
大分県監査委員	吉村	哲彦

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

- (1) 令和4年度における財務に関する事務の執行
- (2) 前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和5年8月17日から令和6年1月25日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	47
教育庁及び教育機関	69
警察本部	16
合計	132

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した132機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり48機関において、25件の指摘事項及び35件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの

- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	令和4年度生活困窮者自立支援事業委託について、精算を伴う委託契約であるにもかかわらず、報酬や需用費について算定根拠が不明である上、印紙や切手など事業に使用していない経費も含めて精算している事例が認められた。
中部保健所	自家用電気工作物保守管理業務委託について、電気事業法に基づく保安規程の作成及び経済産業省への届出を怠っている。なおかつ、機器の点検が適法に実施されていない事例が認められた。
豊肥保健所	旅費について、ETCカード及び法人カードを使用したものを含め、県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
二豊学園	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
(知事部局・生活環境部)	
衛生環境研究センター	公用車について、令和2年度と全く同じ内容の事故により公用車を損傷させ、県に損害を生じさせた事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)	
大分県立工科短期大学校	公用車について、県の過失割合が非常に大きい人身事故を起こし、車両が廃車処分となることで、公用車更新基準より4年も早く更新せざるを得なくなるという極めて不適切な財産管理の事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	原動機付自転車について、自動車損害賠償責任共済の更新手続を行うことなく使用している事例が認められた。
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	農林水産研究指導センターの敷地内において、乗用型農薬散布機やトラクターの事故を短期間に繰り返したことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	公用車の荷台から台車を落下させて一般車両に損傷を与えたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	旅費について、E T Cカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
大分土木事務所	旅費について、E T Cカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
玖珠土木事務所	旅費について、E T Cカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
	国際返信切手券購入代金の支払について、資金前渡職員が最寄りの郵便局で購入できなかった不足分を他の職員が別の郵便局で立て替え払いにより購入し、帰庁後、当該購入費に資金前渡資金を充当している事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
香々地青少年の家	アスレチック施設について、平成30年度の保守点検以降、毎年使用不可の判定を受けている製品があるにもかかわらず、使用禁止等の措置を講じず継続して使用させている事例が認められた。
歴史博物館	特別展の監視業務委託について、複数年度に渡り積算額の諸経費率を明確な根拠なく設定している。なおかつ、一部の諸経費率について特に理由なく「委託契約事務必携」に定める上限を上回る高率としている事例が認められた。
	高感度蛍光X線分析装置などの高額機器について、導入時の計画と比較して使用頻度が極端に低い上、他機関との連携による有効活用の検討が十分行われていない事例が認められた。
国東高等学校	現金出納事務について、収納した現金を現金出納表に記載することなく、金庫に保管した。なおかつ、指定金融機関等への払い込みが一箇月近く遅延した事例が認められた。
大分商業高等学校	給与の支給について、支給日の翌日までそのまま資金前渡口座に保管していた。なおかつ、給与等支払簿を作成せず、校長の支払確認を行っていない事例が認められた。
情報科学高等学校	公共料金等の支出について、支出負担行為決議書の決裁を経ずに支払決定確認票を作成した。なおかつ、緊急払いが可能であったにもかかわらず、私費による立替払を行っている事例が認められた。
	主催者からの指摘により発覚した会議に係る参加費等の二重払いについて、返納決議及び返納通知書の送付を行わず、主催者に資金前渡口座へ入金させた。なおかつ、入金を確認を怠り、一月以上遅れて金融機関への払い込みを行っている事例が認められた。
佐伯豊南高等学校	旅費について、E T Cカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
宇佐産業科学高等学校	樹木伐採業務委託契約について、契約書に定められている業務完了通知書の提出がなく、適正な検査及び業務完了の確認を行わずに委託料を支出している事例が認められた。

盲学校	消耗品等について、年度内に使用する見込みのないものを年度末に多量に購入している事例が認められた。
臼杵支援学校	特別支援教育就学奨励費について、過小に支給している事例が多数認められた。
	屋内消火栓ホース耐圧試験について、支出負担行為決議書の決裁を経ずに実施した。なおかつ、実施報告書の提出が遅れたことにより、過年度支出を行っている事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
豊肥保健所	公務旅行について、自家用車登録を行っていない車両を使用している事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)	
動物愛護センター	管理棟外部倉庫火災感知器取替修理について、支出負担行為の決裁を経ずに修理を実施し、検査・支出を行っている事例が認められた。
食肉衛生検査所	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。
	と畜検査情報処理システム通信機器一式の賃貸借契約について、複数の業者から見積書を徴することなく一者随意契約を行っている事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)	
大分高等技術専門学校	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター水産研究部	一括発注が可能な修繕（ろ過給水ポンプ制御盤及びろ過揚水ポンプ制御盤の交換）について、別々に実施している事例が認められた。
	産業廃棄物（試薬）処理委託業務について、マニフェストの回覧決裁をしていなかった。また、職員がゴム印で日付を追記した不適法（日付が二重表記）な請求書に基づき支出している事例が認められた。
大分県立農業大学校	一括発注が可能な工事（農大パイプハウス建替え工事及び農大被災ハウス復旧〔新設〕工事）について、別々に施工している事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
臼杵土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
玖珠土木事務所	給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払

	わず、そのまま同口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
くじゅうアグリ創生塾	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。
杵築高等学校	工事予算の執行について、台風被害により緊急性の高い工事の必要性が生じているにもかかわらず、既存予算を流用せず、追加令達を待って施工している事例が認められた。
別府翔青高等学校	一括発注が可能な工事（体育館西渡り廊下屋根補修工事及びポンプ室他屋根補修工事）について、別々に施工している事例が認められた。
大分上野丘高等学校	大会議室エアコン改修工事について、県立学校雑・修繕工事事務処理要領に定められている土木事務所による竣工審査を実施していない事例が認められた。
大分舞鶴高等学校	タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分雄城台高等学校	タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分豊府高等学校	一括発注が可能な樹木剪定業務委託契約について、高校と中学の敷地にわたっていることから、別々に施工している事例が認められた。
鶴崎工業高等学校	一括発注が可能な工事（機械棟実習室ロールスクリーン工事及び機械棟実習室庇設置工事）について、別々に施工している事例が認められた。
大分東高等学校	一括発注が可能な工事（温室2号土間改修工事及び温室5号一部改修工事）について、別々に施工している事例が認められた。
由布高等学校	旅費について、法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
三重総合高等学校	自家用電気工作物保安管理業務に係る契約事務について、事業実施何で用いたものと異なる契約書案を示して誘引し、契約を締結している事例が認められた。
日田林工高等学校	一括発注が可能な工事（駐輪場塗装工事及びスコアボード塗装工事等）について、別々に施工している事例が認められた。
宇佐高等学校	タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
さくらの杜高等支援学校	エレベーター保守点検業務委託について、契約書に定められた点検報告書（3月分）が提出されないまま検査及び業務完了確認を行い、委託料を支出している事例が認められた。
中津支援学校	温水便座の購入及び設置について、機器の仕様を明確に示していなかったことから、仕様が異なる別の機器の見積書を比較して契約相手を決定している事例が認められた。

大分支援学校	修繕工事について、履行の届出（工事写真等）が提出される前に検査を行っている事例が複数認められた。
佐伯支援学校	資金前渡口座に振り込まれた給与について、資金前渡職員が支給日当日に受領せず、そのまま保管した。翌日現金で支給する際に本人の受領日及び校長の支払確認日を証する書類を作成していない事例が認められた。
（警察本部）	
大分中央警察署	庁舎設備等運転管理業務委託にかかる自家用電気工作物の保守管理委託業務について、電気事業法に基づく保安規程を委託業者に示さずに契約を締結したことから、一部の工作物の点検がされていない事例が認められた。
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分南警察署	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
宇佐警察署	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中津警察署	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
竹田警察署	定置式レーダースピードメーターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
（知事部局・総務部）	
総務事務センター	令和6年1月16日から1月19日
（知事部局・企画振興部）	
大分県東京事務所	令和5年10月6日、令和5年11月10日
大分県大阪事務所	令和5年9月8日、令和5年10月6日
大分県福岡事務所	令和5年10月30日、令和5年11月29日
（知事部局・福祉保健部）	
東部保健所	令和5年10月3日、令和5年11月8日
東部保健所国東保健部	令和5年10月3日、令和5年11月8日
中部保健所	令和5年10月31日、令和5年12月19日
中部保健所由布保健部	令和5年10月31日、令和5年12月19日
南部保健所	令和5年9月15日、令和5年10月17日
豊肥保健所	令和5年8月23日、令和5年9月14日
西部保健所	令和5年9月27日、令和5年11月1日
北部保健所	令和5年10月10日、令和5年11月22日

北部保健所豊後高田保健部	令和5年10月10日、令和5年11月22日
二豊学園	令和5年9月22日、令和5年10月26日
こども・女性相談支援センター	令和5年9月22日、令和5年10月26日
中津児童相談所	令和5年10月11日、令和5年11月22日
こころとからだの相談支援センター	令和5年9月21日、令和5年10月26日
(知事部局・生活環境部)	
衛生環境研究センター	令和5年12月5日、令和6年1月17日
動物愛護センター	令和5年11月9日、令和6年1月16日
食肉衛生検査所	令和5年12月22日
消防学校	令和5年11月8日、令和5年12月20日
(知事部局・商工観光労働部)	
産業科学技術センター	令和5年12月7日、令和6年1月17日
大分県立工科短期大学校	令和5年10月25日、令和5年12月1日
大分高等技術専門学校	令和5年11月9日、令和5年12月21日
佐伯高等技術専門学校	令和5年12月19日、令和6年1月25日
日田高等技術専門学校	令和5年10月10日
竹工芸訓練センター	令和5年12月15日
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター	令和5年12月7日から12月8日、 令和6年1月16日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和5年12月7日から12月8日、 令和6年1月16日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和5年9月20日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和5年10月11日、令和5年11月15日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和5年10月4日、令和5年11月15日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年9月8日、令和5年11月13日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和5年9月26日、令和5年10月31日
農林水産研究指導センター水産研究部	令和5年12月19日、令和6年1月25日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和5年9月15日
大分県立農業大学校	令和5年12月12日、令和6年1月16日
大分家畜保健衛生所	令和5年9月22日
豊後大野家畜保健衛生所	令和5年10月18日
玖珠家畜保健衛生所	令和5年10月12日、令和5年11月21日
宇佐家畜保健衛生所	令和5年9月29日
(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	令和5年9月5日から9月6日、 令和5年10月18日

大分土木事務所	令和5年8月29日から8月31日、 令和5年9月21日
臼杵土木事務所	令和5年9月5日から9月6日、 令和5年10月17日
豊後大野土木事務所	令和5年8月23日から8月24日、 令和5年9月14日
玖珠土木事務所	令和5年8月17日から8月18日、 令和5年9月13日
日田土木事務所	令和5年8月17日から8月18日、 令和5年9月8日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	令和5年10月4日から10月5日
別府教育事務所	令和5年9月20日から9月21日、 令和5年10月18日
大分教育事務所	令和5年9月12日から9月14日
佐伯教育事務所	令和5年9月12日から9月13日、 令和5年10月17日
竹田教育事務所	令和5年9月12日から9月13日
日田教育事務所	令和5年9月26日から9月27日、 令和5年10月31日
教育センター	令和5年9月14日
くじゅうアグリ創生塾	令和5年9月7日、令和5年11月13日
大分県立図書館	令和5年12月7日、令和6年1月17日
香々地青少年の家	令和5年10月6日
九重青少年の家	令和5年10月12日、令和5年11月21日
歴史博物館	令和5年10月4日、令和5年11月8日
先哲史料館	令和5年12月7日、令和6年1月17日
埋蔵文化財センター	令和5年9月1日、令和5年9月21日
高田高等学校	令和5年10月19日
国東高等学校	令和5年11月15日、令和5年12月15日
杵築高等学校	令和5年11月21日、令和6年1月11日
日出総合高等学校	令和5年11月21日
別府鶴見丘高等学校	令和5年11月22日、令和6年1月10日
別府翔青高等学校	令和5年11月22日、令和6年1月10日
大分上野丘高等学校	令和5年11月29日
大分舞鶴高等学校	令和5年11月29日
大分雄城台高等学校	令和5年11月16日
大分南高等学校	令和5年11月21日
大分豊府高等学校	令和5年10月20日
大分工業高等学校	令和5年10月19日
大分商業高等学校	令和5年10月20日

芸術緑丘高等学校	令和5年11月16日
大分西高等学校	令和5年11月29日
爽風館高等学校	令和5年11月14日、令和5年12月26日
大分鶴崎高等学校	令和5年11月16日
鶴崎工業高等学校	令和5年11月17日
情報科学高等学校	令和5年11月7日
大分東高等学校	令和5年12月1日
由布高等学校	令和5年11月10日、令和5年12月20日
臼杵高等学校	令和5年12月8日
海洋科学高等学校	令和5年12月14日
津久見高等学校	令和5年12月14日
佐伯鶴城高等学校	令和5年11月1日、令和5年12月14日
佐伯豊南高等学校	令和5年11月2日、令和5年12月14日
三重総合高等学校	令和5年10月17日
竹田高等学校	令和5年10月17日
久住高原農業高等学校	令和5年9月7日、令和5年11月13日
玖珠美山高等学校	令和5年10月18日
日田高等学校	令和5年10月11日
日田三隈高等学校	令和5年10月12日
日田林工高等学校	令和5年9月28日、令和5年10月31日
中津南高等学校	令和5年10月26日
中津東高等学校	令和5年10月25日
中津北高等学校	令和5年10月26日
宇佐高等学校	令和5年10月17日
宇佐産業科学高等学校	令和5年10月5日
安心院高等学校	令和5年9月21日、令和5年10月18日
盲学校	令和5年11月14日、令和5年12月26日
聾学校	令和5年11月15日、令和5年12月26日
さくらの杜高等支援学校	令和5年11月30日
日出支援学校	令和5年12月21日、令和6年1月24日
宇佐支援学校	令和5年10月26日
中津支援学校	令和5年10月19日
由布支援学校	令和5年11月8日、令和5年12月20日
別府支援学校	令和5年12月15日
南石垣支援学校	令和5年11月22日、令和6年1月10日
新生支援学校	令和5年11月7日、令和5年12月21日
大分支援学校	令和5年12月1日
臼杵支援学校	令和5年11月1日、令和5年12月19日
佐伯支援学校	令和5年11月9日
竹田支援学校	令和5年9月14日

日田支援学校	令和5年9月29日、令和5年11月1日
大分豊府中学校	令和5年10月20日
(警察本部)	
警察学校	令和5年11月7日
大分中央警察署	令和5年11月30日、令和6年1月24日
大分東警察署	令和5年8月25日、令和5年9月21日
大分南警察署	令和5年11月17日
別府警察署	令和5年12月12日、令和6年1月11日
杵築日出警察署	令和5年12月20日
国東警察署	令和5年11月14日、令和5年12月15日
豊後高田警察署	令和5年10月20日
宇佐警察署	令和5年9月29日
中津警察署	令和5年10月24日、令和5年12月1日
玖珠警察署	令和5年8月25日、令和5年9月13日
日田警察署	令和5年8月22日、令和5年9月8日
竹田警察署	令和5年10月18日
豊後大野警察署	令和5年12月22日
佐伯警察署	令和5年11月10日
臼杵津久見警察署	令和5年12月8日

第3 監査意見

1 定期監査の重点項目

令和5年度の定期監査では「精算を伴う委託の事務手続」と「内部統制の実施状況」を重点項目として実施した。

「精算を伴う委託の事務手続」では、事業に使用していない経費も含めて精算を行っている事例や、添付書類の不備により委託金額の積算が不明確な事例が見受けられた。

「内部統制の実施状況」では、補助事業について、実施計画に定められた事業遂行が危ぶまれたにもかかわらず、所属長等の進行管理不足により適時・適切な指導が行われていない事例や、過去に注意事項とされた事案が繰り返されている事例が見受けられた。

2 財務等に関する事務の執行

重点項目以外では、給与の支給遅れや資金前渡口座の不適切な管理、私費による立替払など、会計規則等に基づいた適切な会計処理が行われていない事例が認められた。

また、保守点検の結果、使用不可の判定を受けたアスレチック施設について、利用禁止の措置を講じることなく県民に使用させ続けている事例や、職員の不注意により公用車やパソコン等を損傷させた事例が複数認められた。さらに、新たに整備した高額機器について、導入計画に比べて極端に使用頻度が低い上、有効活用の検討が十分に行われていない事例など、財産管理の不備が見受けられた。

加えて、経済性、効率性及び有効性の側面では、一括発注が可能な工事について、理由もなく分割発注している事例が複数確認された。

3 まとめ

以上の事例については、個々の職員の担当業務に係る基礎的な会計知識等が不足していたことに加え、それをフォローすべき組織としての内部統制が十分に機能していなかったことが要因と思われる。

また、財産管理の不備については、安全管理に関する意識の欠如や公の財産としての認識不足などが原因であると推察される。

これらを改善するためには、担当職員の適正な事務執行への努力もさることながら、人的ミスは起こり得るものと想定し、班総括等を始めとしたチェック体制の整備と適切な運用を行うとともに、所属長自らによる進行管理や職員への的確な指導が求められる。

さらに、所属のみならず部局や事業の主管課がリスクの発現状況を把握し情報を共有するとともに、過去に起きたリスクを継承し、同様の事例は二度と発生させないといった意識の醸成を図ることが重要である。

これらの取組により、財務事務や財産管理の様々なリスクの芽を早期に摘み取るとともに、経済性、効率性及び有効性の観点も含め、常に県民目線を意識した事業執行に努めていただきたい。